

特定調達品目及び判断の基準（案）

２．紙 類

(1)品目及び判断の基準等

ア．情報用紙

北°-用紙	【判断の基準】 北°-用紙については、古紙配合率 100%かつ白色度 70%程度以下であること。 塗工するものについては塗工量が両面で 12g/m²以下であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
フォーム用紙	【判断の基準】 フォーム用紙については、古紙配合率 70%以上かつ白色度 70%程度以下であること。 塗工するものについては塗工量が両面で 12g/m²以下であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
インクジェットカラープリンタ -用塗工紙	【判断の基準】 古紙配合率 70%以上であること。 塗工量が両面で 20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は 12g/m²とする。 【配慮事項】 ○製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
OCR用紙	【判断の基準】 古紙配合率 50%以上であること。 非塗工用紙または微塗工用紙（両面で 12g/m²以下）であること。ただし片面の最大塗工量は 8g/m²とする。 【配慮事項】 ○製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
ジアゾ感光紙	【判断の基準】 古紙配合率 70%以上であること。 塗工量が両面で 20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は 12g/m²とする。 【配慮事項】 ○製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

イ．印刷用紙

印刷用紙 (<u>カラー用紙を除く</u>)	【判断の基準】 古紙配合率 70%以上であること。 非塗工印刷用紙については、白色度 70%程度以下であること。 塗工印刷用紙については、塗工量が両面で 30g/m²以下であること。 再生利用しにくい加工が施されていないこと。 【配慮事項】 ○製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
印刷用紙(<u>カラー用紙</u>)	【判断の基準】 古紙配合率 70%以上であること。 塗工印刷用紙については、塗工量が両面で 30g/m²以下であること。 再生利用しにくい加工が施されていないこと。 【配慮事項】 ○製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

ウ．衛生用紙

トイレットペーパー	【判断の基準】 ○古紙配合率 100%であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
<u>ティッシュペーパー</u>	【判断の基準】 ○古紙配合率 100%であること。 【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

(2) 目標の立て方

各品目ごとに当該年度の調達総重量（kg）に占める基準を満たす物品の重量（kg）の割合とする。

3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具共通 以下の特定調達品目について、右の判断の基準及び配慮事項を適用する。但し、個別の特定調達品目について判断の基準（●印）を定めているものについては、当該品目について定める判断の基準（●印）を優先して適用する。 また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所にのみ判断の基準を適用する。	【判断の基準】 （●は優先） ○金属を除く主要材料が、以下のいずれかの要件を満たすこと。 A. プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 B. 木質の場合にあっては、間伐材などの木材が使用されていること。 C. 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
シャープペンシル	【配慮事項】 ○残芯が少ないこと。
シャープペンシル 替芯	〔容器に適用〕
ボールペン	【配慮事項】 ○芯が交換できること。
マーキングペン	【配慮事項】 ○消耗品が交換・補充できること。
鉛筆	
スタンプ台	【配慮事項】
朱肉	○インク、液が補充できること。
印章セット	【配慮事項】 ○液が補充できること。
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	〔巻紙（スリーブ）又はケースに適用〕
ステープラー	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされていること。
ステープラー針リムーバー	
連射式クリップ	
事務用修正具（テープ）	【配慮事項】 ○消耗品が交換できること。
事務用修正具（液状）	〔容器に適用〕

クラフトテープ	【判断の基準】 ● 本体については古紙配合率 40%以上であること。 【配慮事項】 ○ 水溶性又は水分散型の粘着材を使用し、樹脂ラミネート加工をしていないこと。
粘着テープ(布粘着)	【判断の基準】 本体については再生プラスチックが 40%以上であること。
ブックスタンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	【配慮事項】 ○ 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされていること。
マグネット(玉)	
マグネット(バー)	
テープカッター	
パンチ(手動)	
モルトケース(紙めくり用ケース)	
紙めくりクリーム	〔容器に適用〕
鉛筆削(手動)	【配慮事項】 ○ 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされていること。
OAクリーナー(ウェットタイプ)	〔容器に適用〕
OAクリーナー(液タイプ)	【配慮事項】 ○ 内容物が補充できること。
レターケース	
マウスパッド	
OAフィルター(デスクトップ(CRT及び液晶)用)	
カッターナイフ	
カッティングマット	【配慮事項】 ○ マットの両面が使用可能であること。
デスクマット	
OHP フィルム	【判断の基準】 ● 再生プラスチックが 30%以上使用されていること。
絵筆	
絵の具	〔容器に適用〕
墨汁	〔容器に適用〕
のり(液状)	〔容器に適用〕
のり(澱粉のり)	【配慮事項】 ○ 内容物が補充できること。
のり(固形)	〔容器・ケースに適用〕
のり(テープ)	【配慮事項】 ○ 消耗品が交換できること。

ファイル	【配慮事項】 ○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
バインダー	【配慮事項】 ○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
アルバム	
つづりひも	
カードケース	
チャック付きケース	
事務用封筒（紙製）	【判断の基準】 ●古紙配合率 40%以上であること。
けい紙・起案用紙	【判断の基準】 ●古紙配合率 70%以上であること。 ○塗工紙にあっては塗工量が両面で 30 g / m ² 以下であること、非塗工紙にあっては白色度が 70%程度以下であること。
ノート	
タックラベル	【配慮事項】 ○水溶性または水分散型の粘着材を使用し、樹脂ラミネート加工をしていないこと。
インデックス	
付箋紙	
黒板拭き	
ホワイトボード用レーザー	
額縁	
ごみ箱	
リサイクルボックス	
缶、ボトルつぶし機	
名札（机上用）	
名札（衣服取付型・首下げ型）	

注）1 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

2 この判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。

3 「ファイル」には、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）が含まれる。

4 「バインダー」には、MPバインダー、リングバインダー等が含まれる。

(2)目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の点数の割合とする。

4．機器類

(1)品目及び判断の基準等

いす	【判断の基準】 ○金属を除く主要材料が、下記のいずれかの要件を満たすこと。 A．プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 B．木質の場合にあっては、間伐材などの木材が使用されていること。また材料からのホルムアルデヒドの放出量は1.5mg/l以下であること。 C．紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。 【配慮事項】 修理や部品交換が可能であるなど、長期間の使用が可能な設計又は分解が容易であるなど部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
机	
棚	
収納用什器（棚以外）	
ロ－パ－ティション	
コートハンガー	
傘立て	
掲示板	
黒板	
ホワイトボード	
磁気筆記板	

注）1 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

2 この判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。

(2)目標の立て方

各品目ごとに当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の点数の割合とする。

5 . O A 機器

(1) コピー機

ア . 品目及び判断の基準等

コピー機 (複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機を含む)	【判断の基準】 コピー機(毎分86枚以上の複写が可能な構造のもの、大判機、複合機及びカラーコピー機を除く。) にあっては、表 1 に示された区分ごとの基準を上回らないこと(表 1 中「 」部分にあっては、表 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。) 大判機(複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機以外) にあっては、表 3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 複合機にあっては、表 4 (大判複合機にあっては、表 5) に示された区分ごとの基準を満たすこと(出荷時にコピー機能のみを有するものについては の基準を適用する。)。 拡張性のあるデジタルコピー機(モノクロコピー機以外) にあっては表 6、拡張性のある大判デジタルコピー機にあっては表 7 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 共通 古紙配合率100%の再生紙に対応可能であること。 【配慮事項】 カートリッジ方式の場合、使用済みカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用される場合や、適正処理される場合には、この限りでない。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材や一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。
--	---

注) 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 1 コピー機に係る基準

コピー速度(CPM: 1 分当たりのコピー枚数)	基準エネルギー消費効率				両面コピー機能
	A 4 機	B 4 機	A 3 機	A 3 Y 機	
0 < CPM 1 0	1 2		1 9	2 7	推奨
1 0 < CPM 2 0			5 5	7 7	
2 0 < CPM 3 0		8 5	9 9	1 3 9	必須
3 0 < CPM 4 0	8 8	1 0 8	1 2 5	1 7 5	
4 0 < CPM 5 0	1 2 3	1 5 1	1 8 1	2 4 6	

50 < CPM 60	144	176		287
60 < CPM 70	180	221		391
70 < CPM 80	200	246		433
80 < CPM 85	258	317		483

- 備考) 1 「A4機」、「B4機」、「A3機」、「A3Y機」とはそれぞれA4版の短辺、B4版の短辺、A3版の短辺及びA3版の長辺を最大通紙幅とするコピー機をいう。
- 2 「コピー速度」とはA4版普通紙へ連続複写を行った場合の1分当たりのコピー枚数とする。
- 3 エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく通商産業省告示第193号（平成11年3月31日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

表2 コピー機に係る基準（表1「 」印部分）

コピー速度 (CPM:1分当たりの コピー枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードへの移行時間	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間	両面コピー機能
0 < CPM 20	-	-	-	5W	30分	推奨
20 < CPM 44	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15分	30秒	15W	60分	必須
44 < CPM	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15分	30秒 (推奨)	20W	90分	必須

表3 大判コピー機（複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機以外）に係る基準

コピー速度 (CPM:1分当たりの コピー枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードへの移行時間	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間
0 < CPM 40	-	-	-	10W	30分
40 < CPM	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15分	30秒 (推奨)	20W	90分

表4 複合機に係る基準（大判複合機を除く。）

画像再生速度 (IPM:1分当たりの 出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	スリープモード消費電力	スリープモードへの移行時間	両面コピー機能
0 < IPM 10	-	-	25W	15分	推奨
10 < IPM 20	-	-	70W	30分	推奨
20 < IPM 44	$3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒	80W	60分	必須
44 < IPM 100	$3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	95W	90分	必須
100 < IPM	$3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	105W	120分	必須

備考) 低電力モードへの移行時間は出荷時、15分にセット。

表5 大判複合機に係る基準

画像再生速度 (IPM:1分当たりの 出力枚数)	低電力モード消費 電力	低電力モード からの復帰時間	スリープモード消 費電力	スリープモードへ の移行時間
0 < IPM 40	-	-	70W	30分
40 < IPM	$4.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	105W	90分

備考) 低電力モードへの移行時間は出荷時、15分にセット。

表6 拡張性のあるデジタルコピー機(モノクロコピー機以外)に係る基準(大判機を除く。)

画像再生速度 (IPM:1分当たりの 出力枚数)	低電力モード消費 電力	低電力モード からの復帰時間	オフモード消 費電力	オフモードへ の移行時間	両面 コピー 機能
0 < IPM 10	-	-	5W	15分	推奨
10 < IPM 20	-	-	5W	30分	推奨
20 < IPM 44	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30秒	15W	60分	必須
44 < IPM 100	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30秒(推奨)	20W	90分	必須
100 < IPM	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30秒(推奨)	20W	120分	必須

備考) 低電力モードへの移行時間は出荷時、15分にセット。

表7 拡張性のある大判デジタルコピー機に係る基準

画像再生速度 (IPM:1分当たりの 出力枚数)	低電力モード消費 電力	低電力モード からの復帰時間	オフモード消 費電力	オフモードへ の移行時間
0 < IPM 40	-	-	65W	30分
40 < IPM	$4.85 \times \text{IPM} + 45\text{W}$	-	100W	90分

備考) 低電力モードへの移行時間は出荷時、15分にセット。

表2～7に関する備考)

- 消費電力の測定方法については国際エネルギースタープログラム制度運用細則 別表第2による。
- 低電力モードの消費電力が常にオフモード又はスリープモードの消費電力を満たす場合は、オフモード又はスリープモードを備える必要はない。
- 用語説明

低電力モード：一定時間操作が行われなかった後、自動的に切り替えられ実現される低電力状態。

オフモード：一定時間が経過した後、自動オフ機能によって電源を切った状態。

スリープモード：低電力モードに移行後、引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態。

大判複写機、大判複合機、拡張機能付き大判デジタル複写機：A2 サイズ又は 17"×22"サイズ以上の用紙を処理する複写機、複合機、拡張機能付きデジタル複写機。

コピー速度：1 分当たりのコピー枚数(CPM)を単位とし、両面コピーは2 枚と計算する。

大判コピー機を除くコピー機については、A 4 サイズの用紙におけるコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの 1 分当たりのコピー枚数を次のように A 4 サイズの用紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

A 2 サイズの用紙は、コピー枚数を 4 倍すること。

A 1 サイズの用紙は、コピー枚数を 8 倍すること。

A 0 サイズの用紙は、コピー枚数を 16 倍すること。

両面コピー機能：自動的に両面をコピー又は画像出力することができる機能とする。

画像再生速度：あらかじめ設定された解像度において、1 分当たりの白黒画像の出力枚数(ipm)を単位とし、両面の画像出力は2 枚と計算する。複写速度と印刷速度が異なる場合は、いずれか速いものを用いることにする。

一画像は、A4 サイズ又は 8.5"×11"サイズの用紙に、各辺からの余白を1 インチ(2.54cm)、使用フォントを 12 ポイント、行間を一行とした白黒画像とする。

イ．目標の立て方

当該年度のコピー機(複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機を含む)の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

(2)電子計算機

ア．品目及び判断の基準等

電子計算機	【判断の基準】 ○ 電子計算機についてはエネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。 【配慮事項】 使用済み製品（使用済み二次電池を含む。）の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や部品の再使用、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材や一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-------	---

注) 1 「電子計算機」のうち、演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの及び以下のものについては判断の基準の対象外とする。

- 一 複合理論性能(別表第 2 の上欄に掲げる電子計算機について同表の下欄に掲げるものとする。以下同じ。)が1秒につき1万メガ演算以上のもの
- 二 100 以上のプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
- 三 入出力用信号伝送路(最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものに限る。)が512本以上のもの
- 四 複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの
- 五 専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって、磁気ディスク装置を内蔵していないもの

- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 電子計算機に係る基準

電子計算機の種別	区 分		基準エネルギー消費効率
	入出力用信号伝送路の本数	主記憶容量	
サーバ型 電子計算機	32 本以上		21
	16 本以上 32 本未満		3.6
		16 ギガバイト以上	2
		4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満	2
	8 本以上 16 本未満	4 ギガバイト未満	1.4
		16 ギガバイト以上	1.8
	4 本以上 8 本未満	4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満	0.41
		4 ギガバイト未満	0.41

	4 本未満	16 ギガバイト以上	1.8
		4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満	0.41
		2 ギガバイト以上 4 ギガバイト未満	0.29
		2 ギガバイト未満	0.28
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型以外のもの	2 本以上 4 本未満	2 ギガバイト以上 4 ギガバイト未満	0.19
		1 ギガバイト以上 2 ギガバイト未満	0.19
		1 ギガバイト未満	0.16
	2 本未満	2 ギガバイト以上 4 ギガバイト未満	0.19
		1 ギガバイト以上 2 ギガバイト未満	0.12
		1 ギガバイト未満	0.043
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のもの		0.0065	

備考) 1 「サーバ型電子計算機」とは、クライアント型電子計算機以外のものをいう。

2 「入出力用信号伝送路本数」は、演算処理装置と主記憶装置とを接続する信号伝送路(当該信号伝送路と同等の転送能力を有するその他の信号伝送路を含む。)から直接分岐するもの又はそれに接続される信号伝送路分割器から直接分岐するものであって、グラフィックディスプレイポート又はキーボードポートのみを介して外部と接続されるもの以外のもののうち、最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものの本数をいう。

3 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用され得るものをいう。

4 「クライアント型電子計算機」とは、グラフィックディスプレイポート及びキーボードポートを有するもの(グラフィックディスプレイポートに換えてディスプレイ装置を内蔵しているもの又はキーボードポートに換えてキーボードを内蔵しているものを含む。)であって、主記憶容量が4ギガバイト未満かつ入出力用信号伝送路本数が4本未満のものをいう。

5 エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第194号(平成11年3月31日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

イ. 目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

(3) プリンタ及びプリンタ/ファクシミリ兼用機

ア. 品目及び判断の基準等

プリンタ及びプリンタ/ファクシミリ兼用機	【判断の基準】 プリンタ又はプリンタ/ファクシミリ兼用機（A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの。ただし から までを除く。）にあっては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 カラープリンタ（A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの）にあっては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 A3サイズの用紙に対応するインパクト式プリンタにあっては、表3に示された基準を満たすこと。 大判プリンタにあっては、表4に示された区分ごとの基準を満たすこと。 （共通） 古紙配合率100%の再生紙に対応可能であること。 【配慮事項】 使用済みインク/トナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用される場合や、適正処理される場合には、この限りでない。 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材や一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 紙の使用量を削減できる機能を有すること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-----------------------------	---

注) 1 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

2 【判断の基準】 ~ において2000年10月31日までに出荷を開始した製品については、表5に示された基準を満たすこと。

表1 プリンタ又はプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る基準【2000年11月1日以降】

印刷速度 (PPM: 1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	5 分	10W
10 < PPM 20	15 分	20W
20 < PPM 30	30 分	30W
30 < PPM 44	60 分	40W
44 < PPM	60 分	75W

- 備考) 1 A 3 サイズ、A 4 サイズ等の用紙に対応するもの。
- 2 20PPM 以下の印刷速度であって、ネットワーク機能が含まれる製品については、2001 年 10 月 31 日までの間、低電力モードの消費電力の基準値に 5W を加えることができるものとする。また、モノクロ熱転写方式ならびにインクジェット方式を含むものとする。

表 2 カラープリンタに係る基準【2000年11月1日以降】

印刷速度 (PPM : 1 分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	30 分	35W
10 < PPM 20	60 分	45W
20 < PPM	60 分	70W

- 備考) 1 A 3 サイズ、A 4 サイズ等の用紙に対応するもの。
- 2 10PPM以下の印刷速度であって、ネットワーク機能が含まれる製品については、2001年10月31日までの間、低電力モードの消費電力の基準値に5Wを加えることができるものとする。また、カラー電子写真方式、カラー熱転写方式を含むものとする。ただし、カラーインクジェット方式は除くものとする。

表 3 A 3 サイズの用紙に対応するインパクト式プリンタに係る基準【2000 年 11 月 1 日以降】

低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
30 分	28W

備考) 2001年10月31日までの間、低電力モードの消費電力の基準値に2Wを加えるものとする。

表 4 大判プリンタに係る基準【2000 年 11 月 1 日以降】

印刷速度 (PPM : 1 分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	30 分	35W
10 < PPM 40	30 分	65W
40 < PPM	90 分	100W

備考) A 2 サイズ又は17"×22"サイズ以上の用紙に対応するもの。

表 5 プリンタ又はプリンタ / ファクシミリ兼用機に係る基準【2000 年 10 月 31 日以前】

印刷速度 (PPM : 1 分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 7	15 分	15W
7 < PPM 14	30 分	30W
14 < PPM、 及びハイエンドカラープリンタ	60 分	45W

表 1 ～ 5 に関する備考)

- 1 消費電力の測定方法については国際エネルギースタープログラム制度運用細則 別表第 2 による。
- 2 消費電力が常に表 1 ～ 5 に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。
- 3 ネットワーク上で使用できる機能が含まれる場合は、ネットワークに接続された状態で、それぞれの表の基準に適合していなければならない。また、ネットワーク上で低電力モードになっても、製品に対する応答指令に答える機能が保持されていなければならない。

4 用語説明

低電力モード：一定時間操作が行われなかった後、自動的に切り替えられ実現される低電力状態。

印刷速度：1 分当たりの印刷枚数 (PPM) を単位とする。

大判プリンタを除くプリンタについては、A 4 サイズの用紙における印刷速度とする。また、大判プリンタについては、当該機器の最大サイズの 1 分当たりの印刷枚数を次のように A 4 サイズの用紙の印刷枚数に換算して印刷速度を算定する。

A 2 サイズの用紙は、印刷枚数を 4 倍すること。

A 1 サイズの用紙は、印刷枚数を 8 倍すること。

A 0 サイズの用紙は、印刷枚数を 16 倍すること。

応答指令：ユーザーによる外部入力等で、製品を低電力モード移行前と同一の状態に戻す指令を言う。ただし、ネットワークのポーリング指令は含まない。

イ．目標の立て方

当該年度のプリンタ及びプリンタ/ファクシミリ兼用機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

(4) ファクシミリ

ア．品目及び判断の基準等

ファクシミリ	【判断の基準】 ○表に示された区分ごとの基準を満たすこと。 【配慮事項】 使用済みトナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用される場合や、適正処理される場合には、この限りでない。 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材や一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
--------	---

注) 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 ファクシミリに係る基準

印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	5 分	10W
10 < PPM	5 分	15W

備考) 1 消費電力の測定方法については国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。

2 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。

3 用語説明

低電力モード：一定時間操作が行われなかった後、自動的に切り替えられ実現される低電力状態。

イ．目標の立て方

当該年度のファクシミリの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

(5) スキャナ

ア．品目及び判断の基準等

スキャナ	【判断の基準】 ○表に示された基準を満たすこと。 【配慮事項】 使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材や一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
------	---

注) 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものを用いる(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 スキャナに係る基準

移行時間	低電力モード消費電力
15分	12W

備考) 1 消費電力の測定方法については国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。

2 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。

3 用語説明

低電力モード：一定時間操作が行われなかった後、自動的に切り替えられ実現される低電力状態。

イ．目標の立て方

当該年度のスキャナの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

(6)磁気ディスク装置

ア．品目及び判断の基準等

磁気ディスク装置	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。 【配慮事項】 使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材や一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
----------	---

注) 1 「磁気ディスク装置」のうち、記憶容量が 1 ギガバイト以下のもの及び以下のものについては対象外とする。

一 ディスクの直径が 40 ミリメートル以下のもの

二 最大データ転送速度が 1 秒につき 3,200 メガバイトを越えるもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表 磁気ディスク装置に係る基準

区 分		基準エネルギー消費効率算定式
磁気ディスク装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	
単体ディスク	ディスクサイズが 75 ミリメートル超であってディスク枚数が 1 枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 25.6$
	ディスクサイズが 75 ミリメートル超であってディスク枚数が 2 枚又は 3 枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 26.7$
	ディスクサイズが 75 ミリメートル超であってディスク枚数が 4 枚以上のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 27.2$
	ディスクサイズが 40 ミリメートル超 75 ミリメートル以下であってディスク枚数が 1 枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 25.6$
	ディスクサイズが 40 ミリメートル超 75 ミリメートル以下であってディスク枚数が 2 枚又は 3 枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 26.7$
	ディスクサイズが 40 ミリメートル超 75 ミリメートル以下であってディスク枚数が 4 枚以上のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 27.6$
サブシステム	データ転送速度が毎秒 160 メガバイト超のもの	$E = \exp(2.00 \times \ln(N)) - 17.1$
	データ転送速度が毎秒 160 メガバイト以下のもの	$E = \exp(2.00 \times \ln(N)) - 17.2$

備考) 1 基準エネルギー消費効率算定式中の N は、磁気ディスクの回転数(rpm)を表す。

- 2 $\ln$ は底を e とする対数を表す。
- 3 エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第195号（平成11年3月31日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

イ．目標の立て方

当該年度の磁気ディスク装置の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

(7)ディスプレイ

ア．品目及び判断の基準等

ディスプレイ	【判断の基準】 ○表に示された基準を満たし、動作が再開されたとき、ディスプレイは自動的に使用可能な完全な状態に戻ることを。 【配慮事項】 使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材や一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
--------	---

注) 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものを用いる(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 ディスプレイに係る基準

低電力モード消費電力	ディープスリープモード消費電力
15W	8W

備考) 1 消費電力の測定方法については国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。

- 2 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。また、一定時間動作されなかった後、低電力モードを経ず、直接ディープスリープモードに移行してもよい。

3 用語説明

低電力モード：一定時間操作が行われなかった後、自動的に切り替えられ実現される最低の電力状態。

ディープスリープモード：低電力モードに移行後、引き続き動作が行われなかった場合、自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態。

イ．目標の立て方

当該年度のディスプレイの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

6．家電製品

(1)電気冷蔵庫等

ア．品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫等 (冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫)	【判断の基準】 年間消費電力量が表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。 断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 【配慮事項】 冷媒及び断熱材発泡剤に地球温暖化影響の小さい物質が使用されていること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
---------------------------	--

注) 1 「電気冷蔵庫等」のうち、熱電素子を使用するもの及び以下のものについては対象外とする

- 一 業務の用に供するために製造されたもの
- 二 電気冷凍庫については横置き型のもの
- 三 吸収式のもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 電気冷蔵庫等に係る年間消費電力量の基準

	区 分	年間消費電力量算定式
冷蔵庫	冷蔵庫(冷気自然対流方式のもの)	$E=0.427(\text{kWh/年} \cdot \frac{\text{V}}{\text{L}})$
	冷蔵庫(冷気強制循環方式のもの)	$\times \text{Vadj}(\frac{\text{V}}{\text{L}})+178(\text{kWh/年})$
冷凍庫	冷凍庫(冷気自然対流方式のもの)	$E=0.281(\text{kWh/年} \cdot \frac{\text{V}}{\text{L}})$
	冷凍庫(冷気強制循環方式のもの)	$\times \text{Vadj}(\frac{\text{V}}{\text{L}})+353(\text{kWh/年})$
冷凍冷蔵庫	冷凍冷蔵庫(冷気自然対流方式のもの)	$E=0.433(\text{kWh/年} \cdot \frac{\text{V}}{\text{L}})$
	冷凍冷蔵庫(冷気強制循環方式のもので特定技術を使用したもの)	$\times \text{Vadj}(\frac{\text{V}}{\text{L}})+320(\text{kWh/年})$
	冷凍冷蔵庫(冷気強制循環方式のもので上段以外のもの)	$E=0.507(\text{kWh/年} \cdot \frac{\text{V}}{\text{L}})$ $\times \text{Vadj}(\frac{\text{V}}{\text{L}})+147(\text{kWh/年})$ $E=0.433(\text{kWh/年} \cdot \frac{\text{V}}{\text{L}})$ $\times \text{Vadj}(\frac{\text{V}}{\text{L}})+340(\text{kWh/年})$

備考) 1 E: 年間消費電力量(kWh/年)

2 Vadj: 調整内容積(単位: $\frac{\text{V}}{\text{L}}$)

(1)冷凍室がスリスター室タイプの冷凍冷蔵庫及び冷凍庫にあっては、次式によって求めた数値

$$\text{Vadj}=2.15 \times \text{V}(\text{冷凍室の定格内容積})+\text{V}(\text{冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積})$$

(2)冷凍室がツースター室タイプの冷凍冷蔵庫にあっては、次式によって求めた数値

$$\text{Vadj}=1.85 \times \text{V}(\text{冷凍室の定格内容積})+\text{V}(\text{冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積})$$

(3)冷凍室がワンスター室タイプの冷凍冷蔵庫にあっては、次式によって求めた数値

$$V_{adj}=1.55 \times V(\text{冷凍室の定格内容積}) + V(\text{冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積})$$

(参考) スリースター室：平均冷凍負荷温度が-18 以下の冷凍室
ツースター室：平均冷凍負荷温度が-12 以下の冷凍室
ワンスター室：平均冷凍負荷温度が-6 以下の冷凍室

3 エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく
通商産業省告示第704号(平成11年12月22日)の「2 エネルギー消費効率の測定方法」によ
る。

4 用語説明

特定技術： インバーター技術及び真空断熱技術とし、表の区分はいずれか又は双方の
技術を用いた冷凍冷蔵庫とする。

イ．目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫等(冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫)の調達(リース・レンタル契約
を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

(2) エアコンディショナー

ア. 品目及び判断の基準等

エアコンディショナー	【判断の基準】 冷暖房の用に供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの基準を下回らないこと。 冷房の用にのみ供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 【配慮事項】 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
------------	--

注) 1 「エアコンディショナー」とは、暖房の用に供することができるものを含み、冷房能力が 28

キロワットを越えるもの及び水冷式のもの及び以下のものについては対象外とする。

一 圧縮用電動機を有しない構造のもの

二 電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの

三 機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの

四 専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの

五 スポットエアコンディショナー

六 車両その他の輸送機関用に設計されたもの

七 室外測熱交換器の給排気口にダクトを有する構造するもの

八 冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む)を有する構造のもの

九 高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気装置と連動した制御を行う構造のもの

十 専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 1 冷暖房の用に供するエアコンディショナーに係る基準

区 分		基準冷暖房 平均エネルギー 消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.85
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチ タイプのものうち室内機の運転 を個別制御するものを除く。)	2.5 キロワット以下	5.27
	2.5 キロワット超 3.2 キロワット以下	4.90
	3.2 キロワット超 4.0 キロワット以下	3.65
	4.0 キロワット超 7.1 キロワット以下	3.17
	7.1 キロワット超	3.10
直吹き形でその他のもの(マルチタ イプのものうち室内機の運転を 個別制御するものを除く。)	2.5 キロワット以下	3.96
	2.5 キロワット超 3.2 キロワット以下	3.96
	3.2 キロワット超 4.0 キロワット以下	3.20
	4.0 キロワット超 7.1 キロワット以下	3.12
	7.1 キロワット超	3.06
ダクト接続形のもの(マルチタイ プのものうち室内機の運転を個別 制御するものを除く。)	4.0 キロワット以下	3.02
	4.0 キロワット超 7.1 キロワット以下	3.02
	7.1 キロワット超	3.02
マルチタイプのものであって室内 機の運転を個別制御するもの	4.0 キロワット以下	4.12
	4.0 キロワット超 7.1 キロワット以下	3.23
	7.1 キロワット超	3.07

表 2 冷房の用のみに供するエアコンディショナーに係る基準

区 分		基準冷房エネ ルギー消費効 率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.67
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチ タイプのものうち室内機の運転を 個別制御するものを除く。)	2.5 キロワット以下	3.64
	2.5 キロワット超 3.2 キロワット以下	3.64
	3.2 キロワット超 4.0 キロワット以下	3.08
	4.0 キロワット超 7.1 キロワット以下	2.91
	7.1 キロワット超	2.81
直吹き形でその他のもの(マルチタ イプのものうち室内機の運転を個 別制御するものを除く。)	4.0 キロワット以下	2.88
	4.0 キロワット超 7.1 キロワット以下	2.85
	7.1 キロワット超	2.85
ダクト接続形のもの(マルチタイ プのものうち室内機の運転を個別制 御するものを除く。)	4.0 キロワット以下	2.72
	4.0 キロワット超 7.1 キロワット以下	2.71
	7.1 キロワット超	2.71
マルチタイプのものであって室内機 の運転を個別制御するもの	4.0 キロワット以下	3.23
	4.0 キロワット超 7.1 キロワット以下	3.23
	7.1 キロワット超	2.47

表 1 ～ 2 に関する備考)

- 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。
- 2 「マルチタイプのもの」とは、1 の室外機に 2 以上の室内機を接続するものをいう。

- 3 エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第 190 号（平成 11 年 3 月 31 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

イ．目標の立て方

当該年度のエアコンディショナーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

(3) テレビジョン受信機

ア．品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	【判断の基準】 ○液晶テレビであること。または、エネルギー消費効率を表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。 【配慮事項】 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-----------	---

注) 1 「テレビジョン受信機」のうち、ブラウン管を有するものであって、かつ、交流の電路に使用されるものに限り、以下のものについては対象外とする。

一 デジタル放送受信機内蔵のもの

二 インターネット機能内蔵のもの

三 デジタルバーサタイルディスク内蔵のもの

四 フロッピーディスクドライバー内蔵のもの

五 水平周波数が33.8キロヘルツを超えるマルチスキャン対応のもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表 テレビジョン受信機に係る基準

区 分		基準エネルギー消費効率算定式
テレビジョン受信機の形態	機能	
ブラウン管の偏向角度が100度以下のもの(ワイドテレビ又は倍速走査方式のものを除く。)	V T R内蔵のもの以外	$E_M=2.5S+32$
	V T R内蔵のもの	$E_M=2.5S+60$
ブラウン管の偏向角度が100度超のもの(ワイドテレビ又は倍速走査方式のものを除く。)	V T R内蔵のもの以外	$E_M=5.1S-4$
	V T R内蔵のもの	$E_M=5.1S+24$
ワイドテレビ	V T R内蔵のもの以外であって付加機能がないもの	$E_M=5.1S-11$
	V T R内蔵のもの	$E_M=5.1S+17$
	V T R内蔵のもの以外であって付加機能を1有するもの	$E_M=5.1S+6$
	V T R内蔵のもの以外であって付加機能を2有するもの	$E_M=5.1S+13$
	V T R内蔵のもの以外であって付加機能を3有するもの	$E_M=5.1S+59$
倍速走査方式のもののうちハイビジョンテレビ		$E_M=5.5S+72$
倍速走査方式のもののうちハイビジョンテレビ以外のもの		$E_M=5.5S+41$

- 備考) 1 「VTR」とは、ビデオテープレコーダーをいう。
- 2 「ワイドテレビ」とは、通常走査方式(走査線数525本のもの)であって、画面の横縦比が16:9のテレビをいう。
- 3 「倍速走査方式のもの」とは、通常走査方式以外のテレビをいう。
- 4 「付加機能」とは、2チューナー2画面分割機能、文字多重放送受信機能及びMUSE - NTSCコンバータをいう。
- 5 「ハイビジョンテレビ」とは、走査線数1,125本であって、画面の横縦比が16:9のテレビのうち、MUSEデコーダー及び衛星放送受信機能を有するものをいう。
- 6 E_M 及び S は次の数値を表すものとする。
 E_M : 基準エネルギー消費効率(単位 キロワット時)
 S : 受信機型サイズ(ブラウン管の対角外形寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。)
- 7 エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第192号(平成11年3月31日)の「2 エネルギー消費効率の測定方法」による。
- 8 表の基準は、フラット型ブラウン管(ブラウン管表面の中心と周辺部の間の最大落差値のブラウン管の対角寸法値に対する百分率比が0.5%以下のもの(ただし、周辺部及び対角寸法の測定位置は有効画面プラス5mm以内のこと。))を使用したテレビ(倍速走査方式のものを除く。)について準用する。
この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、ブラウン管の偏向角度が100度以下のもの(ワイドテレビを除く。)及びワイドテレビにあっては10を、ブラウン管の偏向角度が100度超のもの(ワイドテレビを除く。)にあっては25をそれぞれ当該算定式の右辺に加えた式として取り扱うものとする。

イ．目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

(4) ビデオテープレコーダー

ア．品目及び判断の基準等

ビデオテープレコーダー	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。 【配慮事項】 分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-------------	---

注) 1 「ビデオテープレコーダー」のうち、交流の電路に使用されるものに限り、産業用のもの及び以下のものについては対象外とする。

- 一 音声及び映像に係る電気信号をデジタル方式により処理する構造のもの
- 二 走査線数が1,125本以上の映像に係る電気信号を処理する構造のもの
- 三 再生機能のみを有する構造のもの
- 四 デジタル放送受信機内蔵のもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表 ビデオテープレコーダーに係る基準

区 分	基準エネルギー消費効率
水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有するものであって衛星放送受信機能を有するもの	2.5
水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有するものであって衛星放送受信機能を有しないもの	2.0
水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有しないものであって衛星放送受信機能を有するもの	2.2
水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有しないものであって衛星放送受信機能を有しないもの	1.7

備考) 1 表の基準は、ビデオテープの作動装置を複数有するものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率は、それぞれ当該数値に1.6を乗じた数値として取り扱うものとする。

2 エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第196号（平成11年3月31日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

イ．目標の立て方

当該年度のビデオテープレコーダーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

7. 照 明

(1) 蛍光灯照明器具

ア. 品目及び判断の基準等

蛍光灯照明器具	【判断の基準】 ○ Hf インバータ方式器具であること。または、エネルギー消費効率 が表に示された区分ごとの基準を下回らないこと。 【配慮事項】 分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
---------	---

注) 「蛍光灯照明器具」のうち、防爆型のもの及び以下のものについては対象外とする。

一 耐熱型のもの

二 防じん構造のもの

三 耐食型のもの

四 車両その他の輸送機関用に設計されたもの

五 40 形未満の蛍光ランプを使用するもの(家庭用つりさげ形及び直付け形並びに卓上スタンド用けい光燈器具を除く。)

表 蛍光灯照明器具に係る基準

区 分	基準エネルギー消費効率
1 直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの	79.0
2 直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの	71.0
3 直管形 40 形スタータ形蛍光ランプを用いるもの	60.5
4 直管形 20 形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって電子安定器式のもの	77.0
5 直管形 20 形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって磁気安定器式のもの	49.0
6 使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が 72 を超えるもの	81.0
7 使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が 62 を超え 72 以下のもの	82.0
8 使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって電子安定器式のもの	75.5
9 使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって磁気安定器式のもの	59.0
10 コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	62.5
11 直管形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	61.5

備考) 1 「直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、96 形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの及び 105 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。

- 2 「直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、36 形及び 55 形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの並びに 32 形、42 形及び 45 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。
- 3 「ランプの大きさの区分」とは、日本工業規格 C 7601 付表 1 に規定する大きさの区分をいう。なお、環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあっては、定格ランプ電力の値とする。ただし、高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の値とする。
- 4 エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第 191 号(平成 11 年 3 月 31 日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

イ．目標の立て方

当該年度の蛍光灯照明器具の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

(2) 蛍光管

ア．品目及び判断の基準等

蛍光管 (直管型：大きさ の区分 40 形蛍光 ランプ)	【判断の基準】 ○高周波点灯専用形（H f）であること。 - 又は、 ○ラピッドスタート形またはスタータ形である場合は、以下の基準を満たすこと エネルギー消費効率は、ランプ効率で80lm/W以上であること。 演色性は平均演色評価数 R a が80以上であること。 管径は32.5（±1.5）mm以下であること。 水銀封入量は製品平均10mg以下であること。 定格寿命は10,000時間以上であること。
---------------------------------------	---

イ．目標の立て方

当該年度の蛍光管(直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ)の調達総量（本数）に占める基準を満たす物品の本数の割合とする。

8. 自動車 ~~普通自動車及び軽自動車とする（２輪車及び重量車を除く。）~~

(1) 品目及び判断の基準等

自動車 普通自動車、 小型自動車 及び軽自動車 とする（<u>２ 輪車及び重 量車を除 く。</u>） ただし、判断 の基準、 及び については <u>重量車を含 む。</u>	【判断の基準】 ○新しい技術の活用等により、従来の自動車と比較して、著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ハイブリッド自動車 ガソリン車である場合で、乗用車にあつては、「低公害車等排出ガス技術指針（平成10年12月10日環境庁大気保全局長通知。以下「技術指針」という。）」の指針値が確保されるように考慮して定められている「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）」の基準に適合していること及び表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合していること及び表4に示された区分ごとの基準を満たす自動車 ディーゼル車である場合で、乗用車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合していること及び表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合していること及び表5に示された区分ごとの基準を満たす自動車 <u>ＬＰガス車である場合で、乗用車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合していること及び表3に示された区分ごとの基準を満たすこと。軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合していること及び表6に示された区分ごとの基準を満たす自動車</u> 【配慮事項】 鉛の使用量（バッテリーを除く。）が削減されていること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や部品の再使用、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生材が多く使用されていること。
---	---

注） 一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10名以下のものに限る。）

であつて、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）については、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、又は技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準の75%低減レベルに適合し、かつ、ガソリン乗用自動車にあつては表1に示された区分ごとの基準を、ディーゼル乗用自動車にあつては表2に示された区分ごとの基準を、またＬＰガス乗用自動車にあつては表3に示された区分ごとの基準を満たす自動車とする。ただし、利用ニーズに合う適当な車種がない特別な場合には上表の判断の基準、又はの自動車の中から、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。

表1 ガソリン乗用車に係る基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が 703kg未満	21.2km/ℓ以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	18.8km/ℓ以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	17.9km/ℓ以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.0km/ℓ以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.0km/ℓ以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	10.5km/ℓ以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.9km/ℓ以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.8km/ℓ以上
車両重量が2,266kg以上	6.4km/ℓ以上

表2 ディーゼル乗用車に係る基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が1,016kg未満	18.9km/ℓ以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.2km/ℓ以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.2km/ℓ以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	11.9km/ℓ以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	10.8km/ℓ以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	9.8km/ℓ以上
車両重量が2,266kg以上	8.7km/ℓ以上

表3 L P ガス乗用車に係る基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が 703kg未満	16.6km/ℓ以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	14.7km/ℓ以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	14.0km/ℓ以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.5km/ℓ以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	10.2km/ℓ以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	8.2km/ℓ以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	7.0km/ℓ以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	6.1km/ℓ以上
車両重量が2,266kg以上	5.0km/ℓ以上

表4 ガソリン貨物車に係る基準

区 分				10・15モード 燃 費
自動車の種別	変速装置の方式	車 両 重 量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造 A	20.2km/ℓ以上
			構造 B	17.0km/ℓ以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	18.0km/ℓ以上
			構造 B	16.7km/ℓ以上
		828kg以上		15.5km/ℓ以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造 A	18.9km/ℓ以上
			構造 B	16.2km/ℓ以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	16.5km/ℓ以上
			構造 B	15.5km/ℓ以上
		828kg以上		14.9km/ℓ以上
車両総重量が1.7 t以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		17.8km/ℓ以上
		1,016kg以上		15.7km/ℓ以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9km/ℓ以上
		1,016kg以上		13.8km/ℓ以上
車両総重量が1.7 t超2.5t以下の もの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	14.5km/ℓ以上
			構造 B	12.3km/ℓ以上
		1,266kg以上1,516kg未満		10.7km/ℓ以上
				9.3km/ℓ以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	12.5km/ℓ以上
			構造 B	11.2km/ℓ以上
		1,266kg以上		10.3km/ℓ以上

備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。

イ．最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ．乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ．運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前輪のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの(後軸に動力を伝達する場合において前輪からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後輪に動力を伝達するものに限る。)であること。

2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。

表5 ディーゼル貨物車に係る基準

区 分				10・15モード 燃 費
自動車の種別	変速装置の方式	車 両 重 量	自動車の構造	
車両総重量が1.7 ト以下のも	手 動 式			17.7km/ℓ以上
	手動式以外のもの			15.1km/ℓ以上
車両総重量が1.7 ト超2.5ト以下の もの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	17.4km/ℓ以上
			構造 B	14.6km/ℓ以上
		1,266kg以上1,516kg未満 1,516kg以上		14.1km/ℓ以上
				12.5km/ℓ以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	14.5km/ℓ以上
			構造 B	12.6km/ℓ以上
		1,266kg以上1,516kg未満 1,516kg以上1,766kg未満 1,766kg以上		12.3km/ℓ以上
				10.8km/ℓ以上 9.9km/ℓ以上

備考) 「構造 A」及び「構造 B」とは、表3と同様の構造をいう。

表6 LPガス貨物車に係る基準

区 分				10・15モード燃費
自動車の種別	変速装置の方式	車 両 重 量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造 A	15.8km/ℓ以上
			構造 B	13.3km/ℓ以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	14.1km/ℓ以上
			構造 B	13.1km/ℓ以上
	手動式以外のもの	828kg以上		12.1km/ℓ以上
		703kg未満	構造 A	14.8km/ℓ以上
			構造 B	12.7km/ℓ以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	12.9km/ℓ以上
			構造 B	12.1km/ℓ以上
車両総重量が1.7 ト以下のも	手 動 式	1,016kg未満		13.9km/ℓ以上
		1,016kg以上		12.3km/ℓ以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/ℓ以上
		1,016kg以上		10.8km/ℓ以上
車両総重量が1.7 ト超2.5ト以下の もの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	11.3km/ℓ以上
			構造 B	9.6km/ℓ以上
		1,266kg以上1,516kg未満 1,516kg以上		8.4km/ℓ以上 7.3km/ℓ以上

	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	9.8km/ℓ以上
			構造 B	8.8km/ℓ以上
		1,266kg以上		8.1km/ℓ以上

備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。

イ．最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ．乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ．運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前輪のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの(後軸に動力を伝達する場合において前輪からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後輪に動力を伝達するものに限る。)であること。

2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。

(2) 目標の立て方

ア．一般公用車にあっては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)とする。

イ．一般公用車以外の自動車にあっては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

ただし、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車又は技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準の75%低減レベルに適合し、かつ、ガソリン乗用自動車にあっては表1に示された区分ごとの基準を、ディーゼル乗用自動車にあっては表2に示された区分ごとの基準を、またLPガス乗用自動車にあっては表3に示された区分ごとの基準を満たす自動車については、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)とする。

9 . 制服・作業服

(1)品目及び判断の基準等

制服・作業服	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂（PET ボトル、繊維製品などを原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で 10 % 以上使用されていること。 【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 製品使用後に回収され、原料または各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。
--------	--

(2)目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した制服・作業服の調達総量（着数）に占める基準を満たす物品の着数の割合とする。

10．インテリア・寝装寝具

(1)カーテン

ア．品目及び判断の基準等

カーテン	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂（PET ボトル、繊維製品などを原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で 10 % 以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品の梱包は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
------	--

イ．目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用したカーテンの調達総量（枚数）に占める基準を満たす物品の枚数の割合とする。

(2)カーペット（織じゅうたん・ニードルパンチカーペット）

ア．品目及び判断の基準等

カーペット （織じゅうたん・ニードルパンチカーペット）	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂（PET ボトル、繊維製品などを原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で 10%以上使用されていること。 【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 製品使用後に回収され、原料または各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。
--------------------------------	--

イ．目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用したカーペット（織じゅうたん、ニードルパンチカーペット）の調達総量（ m^2 ）に占める基準を満たす物品の量（ m^2 ）の割合とする。

(3)毛布・ふとん

ア．品目及び判断の基準等

毛布	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂（PET ボトル、繊維製品などを原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で 10％以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品の梱包は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
ふとん	【判断の基準】 ふとん側地又は中綿に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂（PET ボトル、繊維製品などを原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、ふとん側地又は中綿の繊維重量比で 10％以上使用されていること。 【配慮事項】○製品の梱包は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

イ．目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した毛布及びふとんの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(枚数)に占める基準を満たす物品の各品目ごとの枚数の割合とする。

(4)ベッド（医療用、介護用等特殊な用途のものを除く。）

ア．品目及び判断の基準等

<u>ベッドフレーム</u> △	【判断の基準】 ○金属を除く主要材料が、下記のいずれかの要件を満たすこと。 A．プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 B．木質の場合にあっては、間伐材などの木材が使用されていること。また材料からのホルムアルデヒドの放出量は1.5mg/l以下であること。 C．紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること 【配慮事項】 修理や部品交換が可能であるなど、長期間の使用が可能な設計又は分解が容易であるなど部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
<u>マットレス</u>	【判断の基準】 主要部品（フェルト類を除く）に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂（PET ボトル、繊維製品などを原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、主要繊維部品全体重量比で10%以上使用されていること。 フェルト類に使用される繊維は100%未利用繊維であること。 材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm 以下であること。 ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 【配慮事項】 修理が可能であるなど、長期間の使用が可能な設計又は分解が容易であるなど素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 製品の梱包は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 注) 1 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 2 この判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。
- 3 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満足すること。

イ．目標の立て方

当該年度におけるベッド等（ベッドフレーム、マットレス、又はこれらを一体としたベッド）の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の点数の割合とする。

1 1 . 作業用手袋

(1)品目及び判断の基準等

作業手袋	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂（PET ボトル、繊維製品などを原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体（すべり止めの塗布加工が施されている場合は塗布部分を除く）重量比で 50%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○再生 PET 樹脂から得られるポリエステル以外の繊維についても、再生繊維が使用されていること（手首のオーバーロック、ゴム糸及びすべり止め塗布加工部分を除く）。
------	---

(2) . 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用している作業手袋の調達総量（双）に占める基準を満たす物品の量（双）の割合とする。

12. 設 備

(1)品目及び判断の基準等

太陽光発電システム	【判断の基準】 ○ 商用電源の代替として、太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができるシステムであること。 【配慮事項】 ○ 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
太陽熱利用システム	【判断の基準】 ○ 給湯用・冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用したシステムであること。 【配慮事項】 ○ 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
燃料電池	【判断の基準】 ○ 商用電源の代替として、燃料中の水素と空気中の酸素を結合させ、電気エネルギーまたは熱エネルギーを取り出すものであること。 【配慮事項】 ○ 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
生ゴミ処理機	【判断の基準】 バイオ式、乾燥式などの処理方法により生ゴミの減容・減量などを行う機器であること。 【配慮事項】 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。 処理後の生成物は、肥料化、飼料化、エネルギー化など再生利用されるものであること。

(2)目標の立て方

ア．太陽光発電システム、燃料電池にあっては、当該年度における調達による総設備容量（kW）とする。

イ．太陽熱利用システムにあっては、当該年度における調達による総集熱面積（㎡）とする。

ウ．「太陽光発電システム」と「太陽熱利用システム」の複合システムにあっては、当該年度における調達による総設備容量（kW）と総集熱面積（㎡）をそれぞれ計上する。

エ．生ゴミ処理機にあっては、当該年度における調達の総量（リース・レンタル契約及び食堂運営受託者による導入を含む）台数とする。

13. 公共工事

(1) 品目及び判断の基準等

公共工事	【判断の基準】 ○ 契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表 - 1 に示す資材又は建設機械の使用を義務づけていること。
------	---

注) 義務づけに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

(2) 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表 - 1

● 資材、建設機械の品目

特定調達 品目名	分類	品目名		資材等の 判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	再生木質ボード	パーティクルボード	表 - 2
			繊維板	
			木質系セメント板	
		小径丸太材	間伐材	
		タイル	陶磁器質タイル	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライアッシュセメント	
		コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊以外資材	再生加熱アスファルト混合物	
			再生骨材等	
		アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
		土工用スラグ	フェロニッケルスラグ	
		コンクリート及びコンクリート2次製品	透水性コンクリート	
		土砂	建設汚泥から製造した処理土	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
		塗料	下塗用塗料(重防食)	
		道路照明	環境配慮型道路照明	
		断熱材	フェルト状断熱材	
			ボード状断熱材	
			ばら状断熱材	

		<u>建具</u>	<u>断熱サッシ・ドア</u>
		<u>建物照明機器</u>	<u>照明制御装置</u>
		<u>衛生器具</u>	<u>自動水栓</u>
			<u>自動洗浄装置及びその組み込み小便器</u>
		<u>空調用機器</u>	<u>吸収式冷温水機</u>
		<u>園芸資材</u>	<u>有機性資材</u>
			<u>下水道汚泥を用いた肥料</u>
	建設機械	-	排出ガス対策型建設機械
			低騒音型建設機械

表 - 2

【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
再生木質 ボード	パーティクル ボード 繊維板 木質系セ メント板	【判断の基準】 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済み梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が2分の1（50％）以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が5分の1（20％）以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。） 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が0.5mg/l以下であること。
タイル	陶磁器質 タイル	【判断の基準】 陶磁器質タイルで、原料に再生材料（個表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成しているものであること。 再生材料利用率は原材料の重量比で20％以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。 【配慮事項】 ○ 施工時及び使用時に雨水等による重金属など有害物質の溶出が少ないこと。 資材等からの溶出方法や有害物質の溶出に係る基準等、当該品目に係る安全性の評価の考え方について、可及的速やかに検討・とりまとめの上、判断の基準に追加することとする。

個表

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
採石および窯業廃土 無機珪砂（キラ） 鉄鋼スラグ 非鉄スラグ 鋳物砂 陶磁器屑 石炭灰 廃プラスチック	前処理によらず対象

建材廃材（汚泥を除く。） 廃ゴム 廃ガラス 製紙スラッジ アルミスラッジ 磨き砂汚泥 石材屑	
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化
上水道汚泥 湖沼等の汚泥	前処理によらず対象

品目分類	品目名	判断の基準等
混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 ○高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。
	フライアッシュセメント	【判断の基準】 ○フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュを使用していること。
コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材	再生加熱アスファルト混合物	【判断の基準】 ○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
	再生骨材等	【判断の基準】 ○コンクリート塊若しくはアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 ○間伐材であって、有害な腐れ、割れ等の欠陥がないこと。

品目分類	品目名	判断の基準等
<u>コンクリート用 スラグ骨材</u>	<u>高炉スラグ骨材</u>	天然砂（海砂、山砂）、天然砂利や砕砂、碎石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグを使用した骨材であること
	<u>フェロニッケルスラグ骨材</u>	天然砂（海砂、山砂）、天然砂利や砕砂、碎石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグを使用した骨材であること
	<u>銅スラグ骨材</u>	天然砂（海砂、山砂）、天然砂利や砕砂、碎石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材を使用した骨材であること
<u>土工用スラグ</u>	<u>フェロニッケルスラグ</u>	天然砂（海砂、山砂）、天然砂利や砕砂、碎石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグであること
<u>コンクリート及びコンクリート 2次製品</u>	<u>透水性コンクリート</u>	透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること
<u>土砂</u>	<u>建設汚泥から製造した 処理土</u>	建設汚泥から製造した処理土であること
<u>塗料</u>	<u>下塗用塗料（重防食）</u>	鉛、クロム等の有害重金属を含む顔料を配合していないこと

品目分類	品目名	判断の基準等
<u>断熱材</u>	<u>フェルト状断熱材</u>	【判断の基準】 製品の製造段階でリサイクル原料や副産物を使用しており、材料ごとに以下の性能を満たすこと。 グラスウール：熱伝導率が平均温度 70 で $0.048\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$以下であること。 ロックウール：熱伝導率が平均温度 70 で $0.049\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$以下であること。
	<u>ボード状断熱材</u>	【判断の基準】 製品の製造段階でリサイクル原料や副産物を使用しており、材料ごとに以下の性能を満たすこと。 グラスウール：熱伝導率が平均温度 70 で $0.049\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$以下であること。 ロックウール：熱伝導率が平均温度 70 で $0.044\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$以下であること。 ビーズ法ポリスチレンフォーム： 熱伝導率が平均温度 20 で $0.043\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$以下であること。 押出法ポリスチレンフォーム： 熱伝導率が平均温度 20 で $0.040\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$以下であること。
	<u>ばら状断熱材</u>	【判断の基準】 製品の製造段階でリサイクル原料や副産物を使用しており、材料ごとに以下の性能を満たすこと。 グラスウール：熱抵抗が $1.5\text{ m}^2\cdot\text{K}/\text{W}$ 以上であること。 ロックウール：熱抵抗が $1.5\text{ m}^2\cdot\text{K}/\text{W}$ 以上であること。 セルローズファイバー： 熱抵抗が $2.5\text{ m}^2\cdot\text{K}/\text{W}$ 以上であること。
<u>建具</u>	<u>断熱サッシ・ドア</u>	【判断の基準】 熱貫流抵抗が、$0.25\text{ m}^2\text{ K}/\text{W}$ 以上の複層ガラスを用いた断熱サッシ又は断熱ドアセットで、建具本体の熱貫流抵抗が $0.215\text{ m}^2\text{ K}/\text{W}$ 以上であること。

品目分類	品目名	判断の基準等
<u>照明機器</u>	<u>照明制御システム</u>	【判断の基準】 ○ 連続調光可能な蛍光灯器具と、それらの蛍光灯器具を制御する照明制御措置よりなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること
<u>衛生器具</u>	<u>自動水栓</u>	【判断の基準】 ○ 手をかざして自動で吐水し、手を離すと自動で止水すること。
	<u>自動洗浄装置及びその組み込み小便器</u>	【判断の基準】 ○ 洗浄水量が4ℓ/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量を制御すること。

品目分類	品目名	判断の基準等
<u>空調用機器</u>	<u>吸収冷温水機</u>	【判断の基準】 ○ 冷房の成績係数が1.05以上とする。

注 1) 冷凍能力が186kW以上のガス焚の吸収冷温水機に適用する。

注 2) 成績係数の算出は JIS B 8622 による。

品目分類	品目名	判断の基準等
<u>アスファルト混合物</u>	<u>鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物</u>	加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグを使用していること
<u>路盤材</u>	<u>鉄鋼スラグ混入路盤材</u>	路盤材として、道路用鉄鋼スラグを使用していること
<u>道路照明</u>	<u>環境配慮型道路照明</u>	高圧ナトリウムランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が35%以上削減されているものであること。 【配慮事項】 設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。

品目分類	品目名	判断の基準等
<u>園芸資材</u>	<u>有機性資材</u>	・有機物含有率（乾物） 70%以上 ・炭素率〔C/N比〕 35 以下 ・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 70 me/100g 以上 ・PH 5.5 ~ 7.5 ・水分 60 ± 5 % ・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常を認めない ・全窒素〔N〕（乾物） 1.2 %以上 ・全リン酸〔P₂O₅〕（乾物） 0.5 %以上 ・全カリ〔K₂O〕（乾物） 0.3 %以上

品目分類	品目名	判断の基準等												
園芸資材	下水汚泥を用いた肥料	1.以下の　～　に該当する下水汚泥肥料をたい積又は攪拌し、腐熟させたもの 下水道の終末処理場から生じる汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの に掲げる下水汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 若しくは　に掲げる下水汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 2.製品に含まれる有害化学物質の含有量(割合)が下記の数値以下であるもの。 <table><tr><td>ヒ素</td><td>0.005%</td></tr><tr><td>カドニウム</td><td>0.0005%</td></tr><tr><td>水銀</td><td>0.0002%</td></tr><tr><td>ニッケル</td><td>0.03%</td></tr><tr><td>クロム</td><td>0.05%</td></tr><tr><td>鉛</td><td>0.01%</td></tr></table> 3.その他の制限事項 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 5 号）の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること 植害試験の調整を受け害が認められないものであること 有機物含有率（乾物） 35%以上 炭素率〔 C / N比〕 20 以下 PH 8.5 以下 水分 50%以下 全窒素〔 N 〕（乾物） 1.5%以上 全リン酸〔 P₂O₅ 〕（乾物） 2.0%以上 アルカリ分（乾物） 25%以下	ヒ素	0.005%	カドニウム	0.0005%	水銀	0.0002%	ニッケル	0.03%	クロム	0.05%	鉛	0.01%
ヒ素	0.005%													
カドニウム	0.0005%													
水銀	0.0002%													
ニッケル	0.03%													
クロム	0.05%													
鉛	0.01%													

【建設機械】

品目名	判断の基準等																																															
排出ガ対策 型建設機械	【判断の基準】 ○搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が別表1に掲げる値以下のものであること。 (別表1) <table><tr><td>対象物質(単位)</td><td>HC</td><td>NOx</td><td>CO</td><td>黒煙</td></tr><tr><td>出力区分</td><td>(g/kWh)</td><td>(g/kWh)</td><td>(g/kWh)</td><td>(%)</td></tr><tr><td>7.5～15kW未満</td><td>2.4</td><td>12.4</td><td>5.7</td><td>50</td></tr><tr><td>15～30kW未満</td><td>1.9</td><td>10.5</td><td>5.7</td><td>50</td></tr><tr><td>30～272kW以下</td><td>1.3</td><td>9.2</td><td>5.0</td><td>50</td></tr></table>	対象物質(単位)	HC	NOx	CO	黒煙	出力区分	(g/kWh)	(g/kWh)	(g/kWh)	(%)	7.5～15kW未満	2.4	12.4	5.7	50	15～30kW未満	1.9	10.5	5.7	50	30～272kW以下	1.3	9.2	5.0	50																						
対象物質(単位)	HC	NOx	CO	黒煙																																												
出力区分	(g/kWh)	(g/kWh)	(g/kWh)	(%)																																												
7.5～15kW未満	2.4	12.4	5.7	50																																												
15～30kW未満	1.9	10.5	5.7	50																																												
30～272kW以下	1.3	9.2	5.0	50																																												
低騒音型建設機械	【判断の基準】 ○建設機械の騒音の測定値が別表2に掲げる値以下のものであること。 (別表2) <table><tr><td>機 種</td><td>機関出力 (kW)</td><td>騒音基準値 (dB)</td></tr><tr><td rowspan="3">ブルドーザー</td><td>P<55</td><td>102</td></tr><tr><td>55 P<103</td><td>105</td></tr><tr><td>103 P</td><td>105</td></tr><tr><td rowspan="4">バックホウ</td><td>P<55</td><td>99</td></tr><tr><td>55 P<103</td><td>104</td></tr><tr><td>103 P<206</td><td>106</td></tr><tr><td>206 P</td><td>106</td></tr><tr><td rowspan="4">ドラグライン クラムシェル</td><td>P<55</td><td>100</td></tr><tr><td>55 P<103</td><td>104</td></tr><tr><td>103 P<206</td><td>107</td></tr><tr><td>206 P</td><td>107</td></tr><tr><td rowspan="3">トラクターショベル</td><td>P<55</td><td>102</td></tr><tr><td>55 P<103</td><td>104</td></tr><tr><td>103 P</td><td>107</td></tr><tr><td rowspan="4">クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン</td><td>P<55</td><td>100</td></tr><tr><td>55 P<103</td><td>103</td></tr><tr><td>103 P<206</td><td>107</td></tr><tr><td>206 P</td><td>107</td></tr><tr><td>バイブロハンマー</td><td></td><td>107</td></tr></table>	機 種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)	ブルドーザー	P<55	102	55 P<103	105	103 P	105	バックホウ	P<55	99	55 P<103	104	103 P<206	106	206 P	106	ドラグライン クラムシェル	P<55	100	55 P<103	104	103 P<206	107	206 P	107	トラクターショベル	P<55	102	55 P<103	104	103 P	107	クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P<55	100	55 P<103	103	103 P<206	107	206 P	107	バイブロハンマー		107
機 種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)																																														
ブルドーザー	P<55	102																																														
	55 P<103	105																																														
	103 P	105																																														
バックホウ	P<55	99																																														
	55 P<103	104																																														
	103 P<206	106																																														
	206 P	106																																														
ドラグライン クラムシェル	P<55	100																																														
	55 P<103	104																																														
	103 P<206	107																																														
	206 P	107																																														
トラクターショベル	P<55	102																																														
	55 P<103	104																																														
	103 P	107																																														
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P<55	100																																														
	55 P<103	103																																														
	103 P<206	107																																														
	206 P	107																																														
バイブロハンマー		107																																														

油圧式杭抜機	P < 55	9 8
油圧式鋼管圧入・引抜機	55 P < 103	1 0 2
油圧式杭圧入引抜機	103 P	1 0 4
アースオーガー	P < 55	1 0 0
	55 P < 103	1 0 4
	103 P	1 0 7
オールケーシング掘削機	P < 55	1 0 0
	55 P < 103	1 0 4
	103 P < 206	1 0 5
	206 P	1 0 7
アースドリル	P < 55	1 0 0
	55 P < 103	1 0 4
	103 P	1 0 7
さく岩機（コンクリート ブレーカー）		1 0 6
ロードローラー	P < 55	1 0 1
タイヤローラー	55 P	1 0 4
振動ローラー		
コンクリートポンプ（車）	P < 55	1 0 0
	55 P < 103	1 0 3
	103 P	1 0 7
コンクリート圧砕機	P < 55	9 9
	55 P < 103	1 0 3
	103 P < 206	1 0 6
	206 P	1 0 7
アスファルトフィニッ シャー	P < 55	1 0 1
	55 P < 103	1 0 5
	103 P	1 0 7
コンクリートカッター		1 0 6
空気圧縮機	P < 55	1 0 1
	55 P	1 0 5
発動発電機	P < 55	9 8
	55 P	1 0 2

14. 役務

(1) 省エネルギー診断

ア. 品目及び判断の基準

省エネルギー診断	省エネルギー診断の具体的項目に応じて、表1の技術資格を有する者若しくはこれと同等と認められる技能を有する者又はこれらの者を使用する法人が、他の者の空気調和設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備、給排水衛生設備等の稼働状況やエネルギー使用量について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化が図られるべく、設備・機器の導入、改修、運用改善について表2の内容を含む提案を行うものであること。
----------	---

表1

一級建築士
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士
一級管工事施工管理技士
技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）
エネルギー管理士（熱、電気）
建築設備士

表2

過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況
設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
エネルギー消費量に関するベースラインの推定と推定根拠
設備・機器の導入、改修、運用改善に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
設備・機器の導入、改修、運用改善に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠

イ. 目標の立て方

当該年度に調達する省エネルギー診断役務の件数（総数）。

なお、各年度ごとに当該年度における本役務の対象となりうる施設等の具体的範囲を示すこととする。

(2) 印刷

ア．品目及び判断の基準等

<u>印刷</u> <u>(報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷)</u>	【判断の基準】 印刷用紙に係る判断の基準(紙類参照)を満たす用紙を使用していること。(但し、冊子形状のものについては、本文部分に限る。) オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤(動植物油系などの溶剤を含む)のみを用いる印刷用インキを使用していること。 【配慮事項】 表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用を抑制していること。 古紙再生の阻害要因となる物質の使用を抑制していること。 印刷工程における省資源及び省エネルギーに配慮していること。
--	--

注) 芳香族成分：JIS石油製品の成分試験法(JISK2536)をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物

イ．目標の立て方

当該年度の印刷(役務の一部として発注される印刷を含む。)の発注総数(件数)に占める基準を満たす印刷の発注件数の割合とする。

(3) 食堂

ア．品目及び判断の基準等

食 堂	【判断の基準】 庁舎・敷地内において委託契約等により営業している食堂であって、生ゴミを減容・減量する等再生利用に係る適正な処理が行なわれるものであること。 【配慮事項】 ○生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化，飼料化，エネルギー化など再生利用されるものであること。
-----	---

イ．目標の立て方

当該年度における調達する基準を満たす食堂の件数（総数）とする。

(4) タイヤ更生業務

ア．品目及び判断の基準等

<u>自動車専用 タイヤ更生</u>	【判断の基準】 ○ 第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ（ケーシング）に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。 【配慮事項】 高いトレッド剛性が確保されるよう配慮されたラジアル構造のケーシングの使用を推奨していること。 製品の製品の梱包及び配送を行う場合にあっては、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮された包装材の使用など環境負荷の低減に配慮した方法を選択していること。
------------------------	--

イ．目標の立て方

当該年度に調達する自動車専用タイヤ更生役務の件数（総数）

なお、自動車整備役務の一部として調達される場合も含むものとする。